

令和5年10月23日

お客さま各位

## 全銀システム障害に伴うお客様への補償について

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年10月10日（火）から11日（水）にかけて発生した全銀システム障害による影響で、一部の金融機関への振込や一部の金融機関からの振込入金に遅れが発生しました。お客さまにはご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

豊田信用金庫では、今回の障害に関して、全銀ネット加盟金融機関による「全銀システム障害に伴うお客さまへの補償にかかる申し合わせ」に基づき、お客さまからの追加費用の発生等に対する補償のご相談を受付けていますのでお知らせいたします。

### 1. 補償の対象

「振込ができない」「着金が遅れた」等の事象によって、お客さまが被った追加の費用支払い等の直接的な損害。

具体的には、「手数料」（振込手数料（差額）、組戻手数料、預金小切手発行手数料等）「延滞金・遅延損害金」「貸出金利/貸越金利」等、直接的な金融取引において発生した追加費用等。

### 2. 補償の実施について

補償の対象となるお客様は、豊田信用金庫のお取引店窓口で受付を行います。受付の際、可能な限り通帳・ATM利用明細等令和5年10月10日～11日に振込の手続きを行ったことが確認できる資料および損害が発生したことが確認できる資料を持参していただくようお願いいたします。

補償方法等は後日ご連絡いたします。お客さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承いただきますよう、よろしく願い申し上げます。